

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	新ペカラ国際橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	新ペカラ国際橋建設計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	19,000千円 H20.1.15まで	H19.1.16 キトで (同日)	日本側 浅野勝人外務副大臣 エクアドル側 マリア・フエルナンダ・エスビノサ外務大臣	H19.1.25 44号
エクアドル	貧困農民支援に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	450,000千円 H19.3.31まで	H19.3.15 キトで (同日)	日本側 竹内重弘在エクアドル臨時代理大使 エクアドル側 マリア・フエルナンダ・エスビノサ外務・貿易・統合大臣	H19.3.28 181号
エクアドル	新ペカラ国際橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	新ペカラ国際橋建設計画を実施するために必要な橋梁 ² 及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	574,000千円 (H19年度 140,000千円) H20.3.31まで (H20年度 328,000千円) H21.3.31まで (H21年度 106,000千円) H22.3.31まで	H19.6.22 キトで (同日)	日本側 前川征弘在エクアドル大使 エクアドル側 マリア・フエルナンダ・エスビノサ外務・貿易・統合大臣	H19.7.6 388号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。